

## 事業報告シート

|           |  |         |   |     |
|-----------|--|---------|---|-----|
| 事業分野      | もの・まち・くらし・その他  | 登録日     | 令和5年3月18日   |     |
| 事業名称      | 令和5年 全道青年委員会連絡会議   |         |   |     |
| 開催日時      | 令和5年3月18日(土)14:00~17:00  | 会場      | かでの2.7  |     |
| ふりがな      | ほっかいどうけんちくしかい せいねんいんかい   |         |   |     |
| 活動団体名     | 北海道建築士会 青年委員会  |         |   |     |
| 事業の目的     | 各支部青年委員長をはじめとする全道の青年委員がオンライン参集のもと、1年間の青年委員会の事業方針、事業計画及び予算について報告するとともに、地域社会の期待に応えられる建築士の育成を目的とした研修会等を行い、青年層の資質の向上を図る場として開催するものである。  |         |   |     |
| 主な事業内容    | <p>【連絡会議】<br/>『つなぐ、つながる建築士会』<br/>①令和4年 事業報告及び決算報告<br/>②令和5年 事業計画及び予算説明<br/>③全国青年委員会委員長会議報告 他</p> <p>【研修会】 講師：確認検査部 部長 中山恭子 様（株式会社 サッコウケン）<br/>省エネ・評価部次長 北名直史 様（同上）</p> <p>法改正もカーボンニュートラルのための法改正がベースにある改正となっております。建物省エネ法の改正で建物の省エネ性能を向上させるとともに建物にかかる負荷を構造的に満足させるための建築基準法の改正です。大きなところで主に木造2階建ての確認申請に適用されていた第6条1項4号が廃止され構造に関係なく建物の階数と面積による「新2号・新3号」と改正されることとなります。これにより多くの審査特例がなくなり、審査期間の長期化と確認申請時には構造の確定が必要なことから着工までのスケジュールに注意する必要があります。また、住宅で比較的着工数の多い木造2階建てであれば省エネ基準への適合性判定も必要になってくるのでこちらの準備も必要となってきます。その他には、大規模な建築物に対する木造の推進に伴う防火上、構造上の法整備の合理化も行われ、木造建築物を採用しやすい法改正も行われます。</p> <p>このように小規模建築物に対しては設計業務の流れに大きく影響する2025年施行される改正内容について、改めて確認することで、今後の皆様の業務に活かしていただける研修会になっ</p> |         |   |     |
| 事業収支      | かでの2.7 820研修室 使用料  |         |   |     |
| 参加者       | 本部   | 青年建築士   |   | 合計  |
|           | 3名   | 46名     |   | 49名 |
| 建築士の関り    | 建築士会員（青年建築士）の資質向上を図る事業   |         |   |     |
| 今後の検討課題   |  |         |   |     |
| 連携・協力組織等  | なし   |         |   |     |
| 活動状況写真    |   |         |   |     |
| ■ 連絡会議の様子 |  |         |   |     |
| ふりがな      | ほっかいどうけんちくしかい せいねんいんちよう ささき つよし  | TEL/FAX | 011-251-6076 / 011-222-0924   |     |
| 事業代表者氏名   | 北海道建築士会 青年委員長 吉田 徹   | E-mail  | info@h-ab.com   |     |
| 団体所在地     | 北海道札幌市中央区大通西5丁目11番地  | URL     | <a href="http://h-ab.com/committee/seinen/">http://h-ab.com/committee/seinen/</a> |     |